

## 地震により被害を受けたお客さまへ

このたびの東北地方太平洋沖地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被害を受けられた皆さま、そのご家族に、心からお見舞い申し上げます。

また、福島第一原子力発電所における事故、および、放射性物質の漏えいにより、発電所の周辺地域の皆さまをはじめ、県民の皆さま、さらに広く社会の皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

加えて、当社は、平成23年3月14日（月）以降、電力需給逼迫による計画停電を実施させていただいておりますが、お客さまをはじめ広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。節電にご協力いただき誠にありがとうございます。

東京電力では、同地震に関連して災害救助法が適用された地域（岩手県、宮城県、福島県の全市町村および青森県の一部地域、栃木県、茨城県および千葉県のそれぞれの一部の地域）および隣接する地域において被災されたお客さまなど、同地震の影響を受けたお客さまが、同地震に起因して、東京電力の供給区域内で電気をご利用いただく場合で、当該お客さまからお申し出をいただいたときには、次のような対応をさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

- 1 平成23年3月11日以降災害救助法が適用された地域および隣接する地域（東京電力供給区域外に限ります。）において被災されたお客さまが、ご契約を新たに締結される場合、当該お客さまの電気料金について、3月分は3か月間、4月分は2か月間および5月分は1か月間、支払期日をそれぞれ延長いたします。
- 2 同地震の影響を受けたお客さまが、同地震に起因して、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算をいたしません。

お知らせについてのお問い合わせ等がございましたら、下記お問い合わせ先までご相談下さいますようお願い申し上げます。

東京電力株式会社

### 【お問い合わせ先】

茨城カスタマーセンター

電話番号：0120-995-332

受付時間：月～金曜日の9時～19時（休・祝日を除く）